

平成 29 年 9 月 20 日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

日本旅館協会北海道支部連合会
会 長 西野目 信彌
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
理事長 西海 正博
苫小牧ホテル旅館組合 組合長 佐藤 聡

住宅宿泊事業法の条例化に伴う要望について

6 月 9 日の参議院本会議において「住宅宿泊事業法」(通称：民泊新法)が可決成立しました。施行は来年の 4 月～6 月頃になると思われま

す。北海道におきましても条例を制定されるものと推測いたします。都道府県条例により地域を指定して民泊の営業日数を制限することができます。

我々旅館ホテル業界は、国の法案審議の過程において下記を訴えてきました。

- ※ 法律、立地条件等の競争環境の同一化=イコールフットィング
- ※ 「家主居住型」は問題ないと思えるが、空きマンション等を借りて営業する「家主不在型」はテロや反社会的組織等の温床になりやすく、観光振興にならない。ヨーロッパ各国の例から、仮に事件等が起きると需要が一気に冷え込む
- ※ 営業日数の短縮・制限
- ※ 無届事業者の摘発

道内の旅館ホテルの年間客室稼働率は、平成 28 年観光庁の調査では全体で 61.7% (旅館 46.5%、リゾートホテル 52.1%等)と低く、既存宿泊施設だけでも十分需要をまかなえます。とは言え、農業、漁業、酪農等に宿泊研修で利用していることを鑑み、今まで同様限定付での営業はやむなしと考えております。

営業日数はあくまで最低限に制約すべきであり、道内業界団体また当地域組合としては、年間の営業日数を 45～60 日とすべきであろうと意思統一したところです。

近々、道庁から各市町村に対しヒアリングがあろうかと思われま

す。当市として業界の意思を斟酌し、宿泊客の安全と地域住民の安心に主眼をおいた内容を、道に対し強く申し入れいただきますようお願いいたします。

重点要望

- ① 全道域内の営業日数は、45～60 日を上限として下さい。この日数は連続した日数とし、届け出の時に必ず営業日を記載し、その旨をネット上に掲示すると同時に、玄関等目につきやすい場所に掲示すること。
- ② 集合住宅地域の営業日数については 30 日上限とすること。①同様事前に届け出しネット上、玄関等の目につきやすい場所に営業日を掲示すること。
- ③ 農業、漁業、酪農等宿泊研修又はイベントで利用していることを鑑み、今まで同様限定付での営業はやむなしと考えております。
- ④ 旅館ホテルは不特定多数の人が出入りするので、生活環境を阻害する怖れがあるとの理由により、住居専用地域において営業が規制されています。よって住居専用地域での民泊営業は原則できないこととする。認めるにしても日数の上限は 30 日とすること。
- ⑤ 第 8 条第 1 項「宿泊者名簿の備え付け」には、外国人の場合パスポートのコピー（5 年間保存義務付）を必要とし、インターネットでの送付では本人確認ができない為必ず対面確認を必要とする。
- ⑥ 鍵の受け渡し方法はかならず、管理人による手渡しとする。
- ⑦ 上記④⑤の為に管理人の 24 時間常駐を義務化する。
- ⑧ 第 14 条「定期的に都道府県知事に報告」とあるが、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者に二ヶ月に一回とし、たとえ宿泊実績がゼロであっても報告の義務を課すこと。
- ⑨ 住宅宿泊事業者の届出に「マイナンバー」等を必要とし”なりすまし”を防ぐこと。
- ⑩ 第 2 条第 1 項 2 号「その他の家屋」については、新たに民泊用に新築した家屋(マンション等)は「空き家の活用」という法制定の目的から逸脱するので、住宅宿泊事業の対象とはならないこととする。
- ⑪ 第 2 条第 3 項の営業日数のカウントは、1 日を 12 時から翌日 12 時までとするとしても、チェックイン、チェックアウトの時間の確認（営業していたかどうかの捕捉）のため、今後開発される（消防法令適合通知書のあるもの）火災報知器と連動した人感センサー等を、すでに届け出た者も含めてすべての民泊施設は装着する義務を課すこととする。
- ⑫ 火災報知器の設置については、消防署の消防用設備検査証の確認が届け出時に必要となる旨明記すること。
同時に旅館賠償責任保険への加入義務も旅行客の安全のために明記すること。
- ⑬ 厳格な法や条例施行のために保健所等の担当部局の人員を増やし、届出事業者への適切な指導はもとより、警察の協力(警察官の同行)の下、無届事業者(旅館業法違反)の摘発もお願いします。
- ⑭ 観光庁が設置を予定している「民泊相談窓口」からの調査依頼が増増すると思われるので、情報公開と迅速な対応をお願いします。
- ⑮ 仲介業者については、海外に本社のある事業者であっても、必ず都道府県内に一ヶ所以上事業所を置かなければならないこととする。同時に諸税の代行徴収義務者とする。
- ⑯ 民泊開業により住民等が被る新たな負担対策として、各市町村を窓口とした地元自治会又は自治会連合会等地域住民団体との協定書の締結を義務化すること。